

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業相続の認可
- ② 手続根拠 : 航空法第116条第2項
- ③ 手続対象者 : 本邦航空運送事業者
- ④ 提出時期 : 航空運送事業者を相続しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 認可申請書を作成し、特定本邦航空運送事業者（客席数が100又は最大離陸重量が5万キログラムを超える航空機を使用して行う本邦航空運送事業者）については、国土交通省航空局航空事業課、特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者については、地方航空局（東京・大阪）航空振興課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 無し
- ⑧ 申請書様式 : 認可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局航空事業課・地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111（内線48524）
東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111（内線48524）
東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法101条第1項
- ② 標準処理期間 : 1～4ヶ月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。